

# 朝鮮史研究会会報

第196号  
2014年9月30日発行

発行	朝鮮史研究会（会長 馬渕貞利）
連絡先	(関東部会) 東京都国立市中2-1 一橋大学大学院社会学研究科 槙谷憲一研究室気付 (関西部会) 京都市左京区吉田本町 京都大学人文科学研究所 水野直樹研究室気付
ホームページ	<a href="http://wwwsoc.nii.ac.jp/chosenshi/index.html">http://wwwsoc.nii.ac.jp/chosenshi/index.html</a>
編集	関西部会

◆第五回大会のお知らせ  
第五回大会は左記の要領にて開催されます。詳細は追ってお知らせいたします。

◆関西部会例会報告  
◇二〇一四年一月例会  
大韓帝国期光州実業学校の『眞の目的』とその挫折

【報告】  
山本 浩邦

【書評】  
川寄 陽

【世界史の中の近代日韓関係】  
（慶應義塾大学出版会、二〇一三年七月）  
長田 彰文著

本書は「一九世紀半ばから一九四五年までの朝鮮（韓国）をめぐる国際関係を日本との関係を中心として」（はじめに、五頁）描いており、著者は「歴史的な概説書」（あとがき、二五〇頁）として位置づけている。「はじめに」では背景として前近代（古代から一八世紀）についても軽く概要が触られ、また一九四五年以後の軍政期（大韓民国・朝鮮民主主義人民共和国建国前夜まで）が扱われている。

著者の長田氏は、国分良成編著『現代東アジア——朝鮮半島・中国・台湾・モンゴル』（慶應義塾大学出版会、二〇〇九年）の朝鮮近代史部分を担当しており、本書はこれに大きく加筆したものとなっている。かつて長田氏が刊行した研究書の内容も組み込まれており、具体的には『セオドア・ルーズベルトと韓国——韓国保護国化と米国』（未

パネル2 竹島／独島領有権問題の現代史的課題  
報告者 池内敏氏、吉澤文寿氏  
コメント 坂本悠一氏  
パネル3 植民地朝鮮とスポーツ  
——一九三〇年代を中心に  
報告者 小野容照氏、金誠氏、李垠錫氏  
コメント 高嶋航氏



月には金秀姫による「無主地先占論」批判論文、

同年一二月は李盛燃による本格的な書評がいづれも『海洋領土研究』誌（東北亞歴史財團）に掲載された。後者では、その「学問的成果」を高く評価しながらも、やはり「無主地先占論」を中心とした著者の見解をほぼ全面的に否定している。さ

て、本書評の前日になつて、木村幹の本格的書評（『東洋史研究』誌）に接したが、そこでは「日韓両国の議論のどちらか一方に軍配を上げるものではない」としつつ、「本書の方法は、…必然的に日本側に有利な結論が齎される、という構成」と評価した。評者もほぼ同感である。なお当日の報告では、序論として領有権論争の現状や研究史の整理を説明したが、ここではすべて省略する。

評者の担当した近現代史部分は、①第七章「日本海内竹島外一島地籍編纂外伺」の解釈について」②第一章「一九〇五年前後の竹島」③第二二章「一〇世紀初頭鬱陵島の日本人・朝鮮人」④第三章「サンフランシスコ講和条約と竹島」である。まずもつて、元来近世日朝関係史を専攻してきた著者が、必ずしも専門分野ではない近現代史領域にも果敢に挑戦された氣概に大いに敬意を表す。そのうえで刊行からすでに一年四ヶ月余が経過したことにより、その間新たな研究成果も現れており、そのことであつて内容的にはかなり辛辣な批評とならざるを得ないことを、あらかじめ断つておきたい。以下、著者の論述と評者の批評の概要を以下に記す。

①一九七六年一〇月一六日島根県は「日本海内竹島他一島地籍編纂伺」を内務省に提出し、翌七

政務局長・韓國勅令公布時は在韓大使館員の談話や実際に設置された望楼の図面などの史料を提示し、また最近の朴炳渉論文〔二〇一三〕が「日露戦争」という時局が：リヤンコ島の編入に決定的な作用」を及ぼしたと主張していることも紹介して、「竹島編入の緊喫のかつ最大の目的としての海戦用望楼の建設」について質問した。この軍事的契機と植民地化過程という大きな歴史的文脈を無視ないし軽視していることが、評者が本書にたいて抱く一番大きな疑問である。

③「一〇世紀初頭鬱陵島の日本人・朝鮮人」では、『昭和八年島行政一班』などの新史料を発掘して活用し、「植民地期には竹島経営は一部の日本人鬱陵島民に独占され、：雇用された朝鮮人のみが実際に竹島へ同行して漁業活動に従事した。戦後、：日本人が本国へ引き揚げた後を受けて、従前は雇用されて竹島への渡航を行なつていた：鬱陵島民が、こんどは主体的に渡航を行なうようになつた」と結論している。最近では福原祐二〔二〇一三〕も「昭和二三年島勢一班」なども活用して詳細な人口統計を作成するなど、同様の研究をおこなつていている。こうした史実は植民地支配下の朝鮮人漁民が近代的漁労活動に進出していたことを意味し、ある種のいわゆる「植民地近代化」過程として評価できると思われる。このことは、生業領域の確保という点で「実効支配」が進行したことである。本書評の前日になつて、木村幹の本格的書評（『東洋史研究』誌）に接したが、そこでは「日韓両国の議論のどちらか一方に軍配を上げるものではない」としつつ、「本書の方法は、…必然的に日本側に有利な結論が齎される、という構成」と評価した。評者もほぼ同感である。なお当日の報告では、序論として領有権論争の現状や研究史の整理を説明したが、ここではすべて省略する。

評者の担当した近現代史部分は、①第七章「日本海内竹島外一島地籍編纂外伺」の解釈について」②第一章「一九〇五年前後の竹島」③第二二章「一〇世紀初頭鬱陵島の日本人・朝鮮人」④第三章「サンフランシスコ講和条約と竹島」である。

②「一九〇五年前後の竹島」では、一九〇〇年一〇月二七日公布の「大韓帝国勅令第四一号」と二二日の「島根県告示第四〇号」の検討がテーマとなる。まず韓國勅令四一号第二条では、「鬱陵全島・竹島・石島」を管轄区域としたが、著者によれば、「この『石島』が竹島に一致することが直接的に証明されたことは、一度もない」と断定する。これについては、かつて堀和生〔一九八七〕が、軍艦新高の一九〇四年九月二十五日付「行動日誌」に、「リアンコルド岩」韓人之ヲ独島ト書シ

り現代的な政治問題であり、著者の論述としては、ごく近年〔二〇一一〕のものである。」このでの論点としては、日本占領期の GHQ-SCAPIN-No677→SCAPIN-No1033→平和条約という一連の措置の評価が挙げられる。まず一九四六年一月二九日、SCAPIN-No677「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離」が発出されたが、これは、「ポツダム宣言」第八条にいう領土の「最終的決定に関する連合国政策」と解釈できないとする。しかし評者は、朝鮮解放直後の一九四七年八月一六日の韓国山岳会の学術調査、また鬱陵島民の独島出漁、その結果としての四八年六月八日の米軍機による誤爆事故など一連の朝鮮人の対応に鑑み、「」の SCAPIN-No677 の存在により米軍政・韓国新政府が実質的に統治を行ないえたことを示すものではないか？」との仮説を提起した。つづいて、一九四六年六月二二日 SCAPIN-No1033 により「マッカーサーライン」が設定され、日本漁業の制限地域を規定した（これは一九五二年一月一八日李承晩韓国大統領の「海洋主権宣言（李ライ）」→六五・一二・一七日韓漁業条約発効により失効）に実質的に継承）。しかし、本令は国家統治権・国境線・漁業権についての「最終的決定に関する連合国政策」の表明ではないとする。こうして著者は、上記の二つの SCAPIN 文書と「運動させてサ条約の条文を解釈すること」は難しいということは、日韓双方でも合意に至りつつあるのではないか」と認識している。これにたいし評者は、米本国の SWNCC（國務・陸

七年三月一七日に太政官が「日本海内竹島他一島は本邦關係これ無き義」と決定、三月二九日内務省宛、四月九日島根県宛に指令した。この一連の措置にたいする解釈として、かつて堀和生〔一九八七〕は、「竹島他一島」は鬱陵島と現竹島に該当すると解釈したが、近年になつて杉原隆〔二〇〇九〕や塚本孝〔二〇一二〕によつて、これはいずれも鬱陵島のことを指すとの異説が唱えられている。これにたいし、著者は両者による「与えられたテクストの検討を放棄したままで周囲の史料群を『総合的に判断』するという方法」を批判し、「テクストそのものにきちんと即して解釈すれば評論はひとつしかない」つまり「竹島（鬱陵島）」と『松島（竹島）』は日本の版土外」と決定されたと、結論として、この勅令によつて「大韓帝国政府と丹念に検討し解説した論述はきわめて緻密で、実証史学の見本とも言えるほど見事であり説得的である。

次に、一九〇五年の閣議決定および島根県告示について、韓國の研究者による「秘密裏で通告が無く無効」との主張にたいし、「國際法上通告の義務はなく、正式に告示され新聞報道もされ法形式上は有効」と結論する。國際法上のいわゆる「無主地先占」論に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた山座圓次郎（當時外務省主事）に依拠したものとみてよい。しかし本書の総括では、「ひよつとすると一九〇五年一月よりも前に、韓國側に領有意識の存在を認めうるかもしれない」という微妙さすら孕んでのこと（三〇八頁）と、重要な保留を明記している。傾聴に値する見解であるが、評者は、「それらの法的正当性は、日本帝国がその過程を通して大韓帝國の独立を損ない、ついには消滅させて植民地にしたという歴史的事実によって相対化され、否定される」という竹内猛〔二〇一三〕の所見を紹介した。また本書では言及のない事項であるが、評者は、閣議決定に關つた

